

## 5. 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1			1
生活相談員	1			1
直接処遇職員				
介護職員	9	7	2	7
看護職員	2	1	1	1.2
機能訓練指導員	1	1		0.2
計画作成担当者	1	1		1
栄養士				
調理員	3		3	1.5
事務員				
その他職員	1		1	0
一週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
社会福祉士			
介護福祉士	4	3	1
実務者研修の修了者			
初任者研修の修了者	3	2	1
介護支援専門員	1		1

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間	17 時 00 分	～	9 時 00 分
	平均人数		最小時人数
看護職員		人	人
介護職員	1	人	1 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合	契約上の職員配置比率	3	:	1	以上
	実際の配置比率 (記入日時点)	2.8	:	1	

(職員の状況)

管理者	業務に係る資格等	他の職務との兼務		あり							
		資格の名称		社会福祉士 介護支援専門員							
		看護職員		介護職員		生活相談員		計画作成担当者		機能訓練指導員	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数				1	1						
前年度1年間の退職者数					1						
人年業務数に に従事した 職員の経験	1年未満										
	1年以上3年未満										
	3年以上5年未満							1			
	5年以上10年未満					1					
	10年以上	1	1	6	3						
従業者の健康診断の実施状況				あり							

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式
利用料金の支払い方式	月払い方式
年齢に応じた金額設定	なし
要介護状態に応じた金額設定	なし

入院などによる不在時における利用料金（月払い）の取扱い		家賃、管理費は1ヵ月分の徴収となります。
利用料金の改定	条件	月額の利用料、その他の費用を改定する場合、施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案します。
	手続き	費用の改定に当たっては、上記に基づき、運営懇談会で関係者に意見を聴いたうえで行います。

（利用料金プランの例）

		プラン1	プラン2
入居者の状況	要介護度	要介護3	自立
居室の状況	床面積	13.79㎡	13.79㎡
	トイレ	なし	なし
	浴室	なし	なし
	台所	なし	なし
入居時点で必要な費用	入居一時金	30,000円	30,000円
月額費用の合計		<b>120,370円～</b>	<b>115,000円～</b>
家賃		30,000円	45,000円
管理費		25,000円	25,000円
食費		45,000円	45,000円
光熱費		実費（居室メーター設置あり）	実費（居室メーター設置あり）
その他		実費	実費
介護保険適用部分	自己負担分	20,370円 (679単位×30日)	0
	加算	処遇改善加算等	0

※介護予防特定施設入居者生活介護の場合を含む

（利用料金の算定根拠）

費目	算定根拠
家賃	1日の家賃を1,000円とする。1,000円×30日=30,000円/月 毎月平均で30,000円とする。
管理費	専有部分の水道費、共有部分の水道高熱費、事務経費、衛生管理費など
食費	朝食400円 昼食600円（おやつ込み）夕食500円 1日1,500円×30日=45,000円/月
光熱費	各居室の光熱費に関しては自己負担となります(居室にメーター設置あり)。

利用者の個別的な選択によるサービス利用料	【別添1】参照
入居一時金	入居までに支払う費用 30,000円 退去時の居室クリーニング代、および修繕費等のため。清算後返金します。

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠			
		単価 (1日につき)		単価 (1日につき)
(予防) 特定施設入居者生活介護に対する自己負担額	要介護1	542	要支援1	183
	要介護2	609	要支援2	313
	要介護3	679		
	要介護4	744		
	要介護5	813		
加算	介護職員等処遇改善加算	基本料の	11.0 %	(記入日時点での加算率)
特定施設入居者生活介護における人員配置が手厚い場合の介護サービス (上乘せサービス)	なし			

7. 入居者の状況

(入居者の人数と入居率)

性別	男	4 人	女	16 人	
年齢別	65歳未満		65歳以上75歳未満		
	75歳以上85歳未満	1 人	85歳以上	19 人	
	合計人数	20 人	平均年齢	86 歳	
要介護度別	要支援1	2 人	要支援2	2 人	
	要介護1	7 人	要介護2	3 人	
	要介護3	0 人	要介護4	5 人	
	要介護5	1 人	自立	0 人	
入居期間別	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上
	4人	2人	7人	6人	1人
入居率	90			%	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	社会福祉施設	医療機関	死亡	その他	
	0人	1人	7人	1人	0人	
生前解約の状況	施設側の申し出	(解約事由の例)				0人
		なし				
	入居者側の申し出	(解約事由の例)				1人
		他施設への入所				

## 8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口1						
窓口の名称		萌木お客様相談室				
電話番号		0185-54-5342				
対応している時間等		平日	9時	00分	～	17時 00分
		土曜日	9時	00分	～	17時 00分
定休日		日曜 ・ 祝日 ・ 年末年始				
窓口2						
窓口の名称		能代市役所 市民福祉部 長寿いきがい課				
電話番号		0185-89-2157				
対応している時間等		平日	8時	30分	～	17時 15分
		～				
定休日		土曜 ・ 日曜 ・ 祝日 ・ 年末年始				
窓口3						
窓口の名称		秋田県国民保険団体連合会				
電話番号		018-883-1550				
対応している時間等		平日	9時	00分	～	17時 00分
定休日		土曜 ・ 日曜 ・ 祝日 ・ 年末年始				

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	あり	内容	治療費、慰謝料、逸失利益、休業損失、修理費用または再取得費用など
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	あり	内容	契約に基づくサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います（不可抗力による場合を除く）。ただし、入居者側に重大な過失がある場合および、天災、事変、火災、暴動、外出中の不慮の事故により入居者が受けた損害、災難については一切の賠償は行いません。
事故対応及びその予防のための指針	あり		

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取組みの状況	あり	実施日	随時
		結果の開示	あり
第三者による評価の実施状況	なし	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	なし

## 9. その他

運営懇談会	あり	開催頻度	年	1	回
高齢者虐待防止のための取組みの状況	高齢者虐待防止対策検討委員会の定期的な開		あり		
	指針の整備		あり		
	研修の定期的な実施		あり		
	担当者の配置		あり		
身体的拘束等廃止のための取組みの状況	高齢者虐待防止対策検討委員会の定期的な開		あり		
	指針の整備		あり		
	研修の実施		あり		
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）		その状況や様態についての詳細な記録	あり	
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画（BCP）		あり		
	災害に関する業務継続計画（BCP）		あり		
	従業者に対する周知の実施		あり		

